

# 令和元年度 第1回景観審議会・自然環境保全審議会 議事録

日 時 令和元年12月27日(金)

13:30～14:20

場 所 役場1階 第1会議室

## 1 開 会

- ・審議委員の出席者は8名であり、過半数を満たしているため、本会議は成立となる。
- ・出席者 審議会委員：京屋会長、片山副会長、村上委員、阿部委員、飯田委員、三浦委員、山本委員、本山委員  
事 務 局：今瀧課長、田野主任 ※敬称略(委員8名)

## 2 挨 拶 京屋会長

## 3 議 案

### (1) 景観条例に基づく開発行為等協議案件について

#### ①高圧送電線に係る鉄塔及び鉄柱の移設(北海道電力株式会社)※R2美瑛線

- ・行為の種類は、「工作物の改築(建替え)」と「森林の伐採」となる。
- ・「工作物の改築」については、既存の鉄柱14.5m、パンザマスト13.3mを、新たに鉄柱25.2m、29.8m、パンザマスト18.1mに建て替える。
- ・資料には、位置図、平面図、工作物建築によるイメージ図等を添付している。工作物が高くなることで、スパンも延びることから、大型機械を使用した農作業における支障や設備との接触事故のリスクを軽減できる。
- ・「森林の伐採」については、設備との離隔距離を確保する上で必要なものであり、伐採面積は6,596㎡になる見込み。イメージ図の撮影ポイント⑤からわかるように、設備のルートに沿って樹木の伐採を進めていく予定。
- ・町としては、生活に必要不可欠な設備であり、優良景観ルートからの景観にも大きな影響は与えない(旭岳方面を望む上で工事箇所は背後にあたる)ことから、特段問題ないこととして回答する意向である。

#### 【委員からの意見】

- ・原野4線を上った高台からのイメージ写真(旭岳方面)はないのか?  
→撮影ポイント4がそれにあたるが、旭岳方面の背後(高圧線ルート向き)の写真のみとなる。旭岳方面の景観には影響しない。
- ・工作物の色についてはどのようになるのか。  
→説明が不足していたが、昨年も景観色にて統一して整備いただいている状況であり、届出は「灰色」となっているが、本件も景観色(茶色系)にて進めていただくことで協議している。

## 【協議結果】

届出内容に関して、特段問題はない。工作物の色について景観色としていただくことを景観審議会の意見とする。

## (2) その他

### ①屋外広告物設置に係る景観配慮の周知について

本審議会や議会からも指摘があった屋外広告物の件について、町にて「景観形成基準における色彩の考え方」に合致しない広告物の設置状況の調査を行い、別紙の協力依頼文書を48件に発出させていただいている。

景観計画の制度や景観形成基準についての周知に加えて、設置物の更新時において基準に即した対応をいただくことを依頼する内容としている。

設置者からは検討をしていただける一方で、町全体として取り組みが徹底されるべきであるといったご指摘もいただいていることから、引き続き広告物の設置を含めた景観条例及び景観計画の周知に努めて参りたいと考えている。

## 【委員からの意見】

- ・どれくらいの期間をかけて改善を進めていく想定か？  
→企業側から提供されている広告物をすぐに改善することは難しいため、設備が更新されるタイミングと考えていた。地域のイメージに合わせたデザインとしていただける余地はあるため企業側に働きかけていきたい。
- ・落ち着いたデザインにすることで看板としての効果は薄れてしまうが、トータル（地域全体）で考えて良いイメージを創り上げていくという理念を共有できないと難しい。
- ・時間を区切らないで進めていくとなると変化は生まれにくい。ある程度3年、5年とスパンを決めて取り組み、結果的に成果が出るまでに時間がかかることは致し方ないと思うが。
- ・高さをそろえることでイメージが変わってくるのでは。高さを抑える分だけ基礎材は少なく済み、施工コストも落ちてくる。また、広告物の電飾に関しては寿命がおおよそ20年と思われる。その辺りを踏まえて企業側と交渉を進めると良いのでは。
- ・協力依頼を発出した町内48件は国道沿い、市街地のみとなるのか？  
→この48件は、「色彩」を基準に町内全体を調査した上で判断した広告物となるため、市街地に限らず郊外も含まれている。
- ・小樽市では、制限区域内の広告物の規格は抑えられており、その区域を外れると大きな広告物が設置されているなど極端な印象があったが、区域によって制限を変えるという方法は考えられるのではないか。
- ・国道沿いは車両の流れも比較的速いため、広告物を認識できる時間も短くなる。そのため、大きな広告物になりがちであるが、その辺りを含めて妥協案を検討する必要はあるのでは。

## ②樹木管理の取り扱いについて

- ・北海道電力から電柱設置（移設）に係る道路占用申請の際に、町道沿いの樹木の管理の取り扱いについて協議があったもの。
- ・現状、北海道電力が管理する電柱・電線の多くは、町道沿いに建てられており、町道敷地内の設備については、道路管理者である町が占用許可を出している。
- ・この町道沿いには自然に植生した雑木が多くあり、電線や電柱と接触している箇所が数多く確認されており、剪定作業等が追い付かないことにより漏電や燃焼事故につながるケースが多発している。これにより、一部地域の停電や火災につながる可能性もあり、台風等の災害時には倒木などにより大規模停電につながるリスクもある。
- ・樹木の管理は、北海道電力が行うこととしており、樹木の枝払いや心止めを行っている。その方法については、町と協議の上、景観に配慮した必要最低限の範囲で行っていただくこととしているが、これでは事故の発生を抑えることが難しいという課題が生じていた。
- ・別紙1は、国や北海道、他の自治体における剪定の基準であり、電柱心からの離隔は半径3m以上を確保している。美瑛町に対しては、これまで「必要最低限」として特段の基準を設けていなかったものを、別紙2のとおり電柱心から半径2m範囲での剪定を行いたいとの提案であった。
- ・これを踏まえて、町としては、基本的に別紙2の案で進めていただくことを了承したが、剪定作業を行う前には従来通りに町に対して届出をいただくなど、引き続き景観保全の上で作業等がある程度コントロールできるように協議を進めた。
- ・以上、このようなルールに基づき、電柱、電線等に緩衝する町道沿いの樹木の管理を進めていくこととしたので、委員に報告させていただく。

### 【委員からの意見】

- ・電線に関しても同様の基準が適用されるのか。  
→電線も含んでいる。近年は湿った雪が多くなり、樹木が電線等に緩衝するケースが多くなってきており、まずは町民の生活を優先すべきとの判断となる。剪定等の範囲については、これまでの経過を踏まえて、基本的には半径2mとしていただいている。
- ・個人的にも気になる箇所は複数ある。農家の目線からも、停電は死活問題（特に酪農）であり、電気がなければ成り立たない時代となっている。景観も考えつつではあるが、産業や生活を第一に考えていただき、コストがかからない方法であるからこそ、しっかりと管理をしてもらえるのかなと感じるので、良いことではないかと思う。  
→これまでは樹木を大切にの方針から、必要最低限の剪定等しか許可していなかったが、沿道の樹木に関しては、必ずしも景観維持のために必要な樹木とは限らないことも多く、町民の生活を優先した管理の方法について協議を進めたところにある。
- ・最近是想定を超える大雨、防風等が発生しており、それに合わせて考え方も変えていかなければならないと考えている。その点で樹木の伐採等は傷ましい部分ではあるが、防

災上は前向きな取り組みであり致し方ないのではないかと。災害が起きてから後悔しても遅いため。

### ③視察研修について

- ・ 2月中旬から3月初旬にかけて実施したいと考えている。
- ・ まずは、日程調整をさせていただきたい。文書を添付したので、ご都合のよろしい日時をご報告いただき、その状況を踏まえて日程を決めさせていただく。
- ・ 視察先は、群馬県・中之条町（美しい村連合加盟地域）とし、研修地の基本情報については簡単に別紙にまとめたので、ご確認いただきたい。
- ・ 行程案としては2泊3日を考えており、1日目と3日目は移動日、2日目を全日程視察に充てる予定。車両で町内各地を回りながらと考えているが、先方と調整の上決定していきたい（承諾も含めて未調整）。
- ・ 順序が前後するが、実施要領案も添付している。目的やテーマについても仮に設定させていただいており、問題がなければこの内容で進めていきたい。以下、研修後のレポートの提出や費用負担（原則公費負担）については要領をご確認いただきたい。

### ④その他

- ・ 審議案件の説明の際に、図面等を大型画面（プロジェクタ映写、ディスプレイ表示等）に表示して説明いただいた方が、共有が図りやすい。
- 次回以降対応させていただく。

## 4 閉 会